

令和8年2月市議会 建設水道委員会資料

第43号議案 市道路線の認定について

目次	ページ
1 路線名一覧	2
2 市道路線の認定位置図・起終点写真（①鳴見町27号線、②鳴見町28号線）	3～6
3 市道路線の認定位置図・起終点写真（③芒塚町6号線）	7～9
4 整備イメージ（③芒塚町6号線）	10
5 市道路線の認定位置図・起終点写真（④戸石町60号線～⑨戸石町65号線）	11～18
6 市道路線の認定位置図・起終点写真（⑩田上9号線）	19～21
7 市道路線の認定位置図・起終点写真（⑪為石町26号線）	22～24
8 整備イメージ（⑪為石町26号線）	25
9 関係法令（抜粋）	26～27

土木部  
令和8年2月

# 1 路線名一覧表

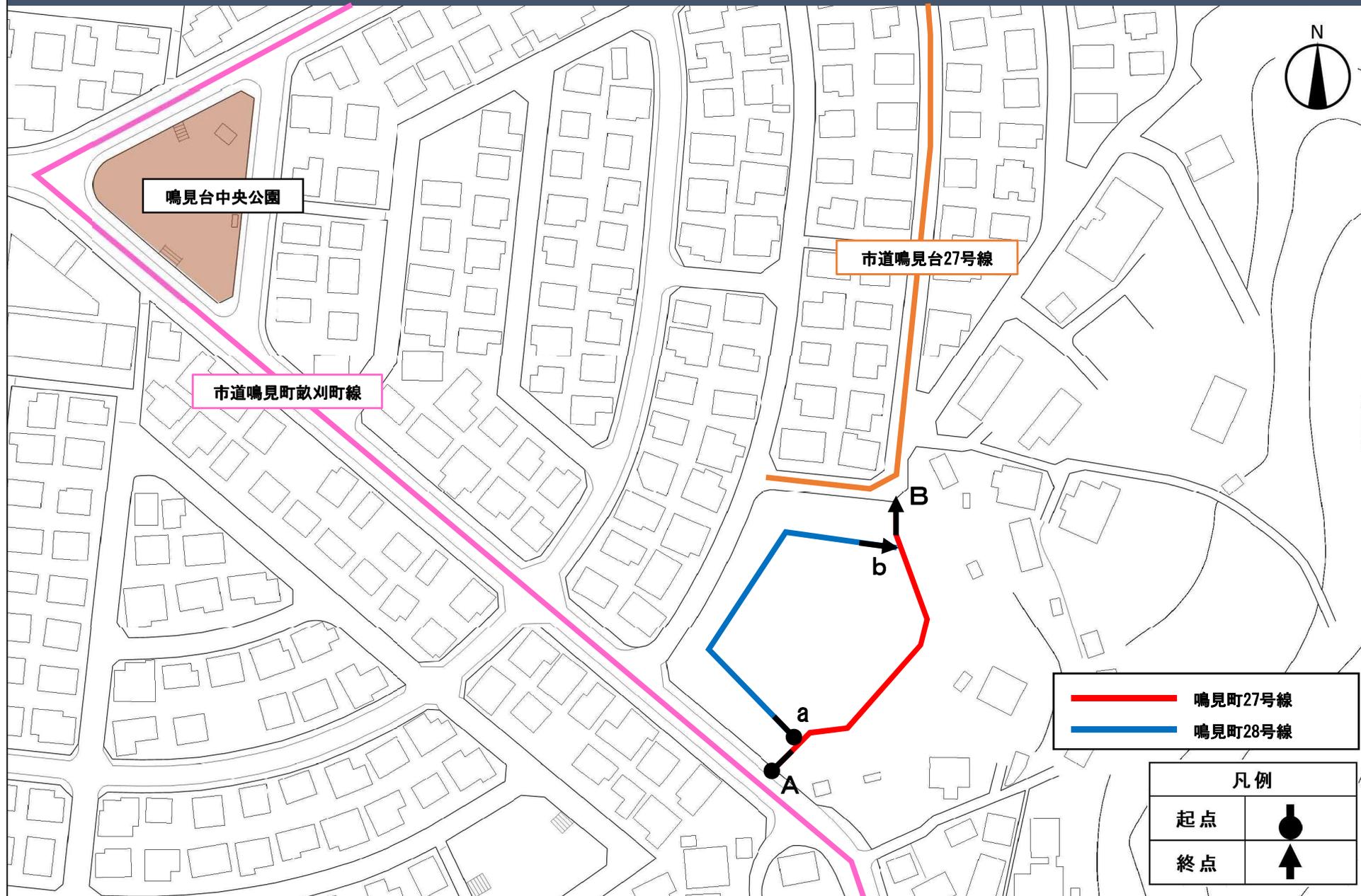
図面番号	路線名	道路延長	道路幅員	理由	備考
①	鳴見町27号線	91.8m	4.0~13.0m	開発行為に伴い帰属するもの	認定
②	鳴見町28号線	82.5m	6.0~11.6m	開発行為に伴い帰属するもの	認定
③	芒塚町6号線	40.0m	※2.0~4.5m	くらしの道整備事業	認定
④	戸石町60号線	245.8m	6.0~12.7m	開発行為に伴い帰属するもの	認定
⑤	戸石町61号線	197.5m	6.0~13.1m	開発行為に伴い帰属するもの	認定
⑥	戸石町62号線	115.7m	6.0~13.4m	開発行為に伴い帰属するもの	認定
⑦	戸石町63号線	117.1m	6.0~13.4m	開発行為に伴い帰属するもの	認定
⑧	戸石町64号線	94.0m	6.0~13.1m	開発行為に伴い帰属するもの	認定
⑨	戸石町65号線	94.0m	6.0~9.6m	開発行為に伴い帰属するもの	認定
⑩	田上9号線	26.7m	6.0~12.6m	開発行為に伴い帰属するもの	認定
⑪	為石町26号線	124.0m	3.0~7.7m	くらしの道整備事業	認定
認定路線 11路線		1,229.1m			

※道路幅員2.5m以上の部分が路線全体の長さの80%以上を占めているため、最小幅員は2.0mで可。  
 (長崎市市道路線認定に関する事務取扱要綱第2条第3項)

## 2 市道路線の認定位置図（①鳴見町27号線、②鳴見町28号線）



## 2 位置図（拡大）（①鳴見町27号線、②鳴見町28号線）



## 2 起終点写真 (①鳴見町27号線)

道路延長91.8m、幅員4.0～13.0m

令和7年12月8日撮影



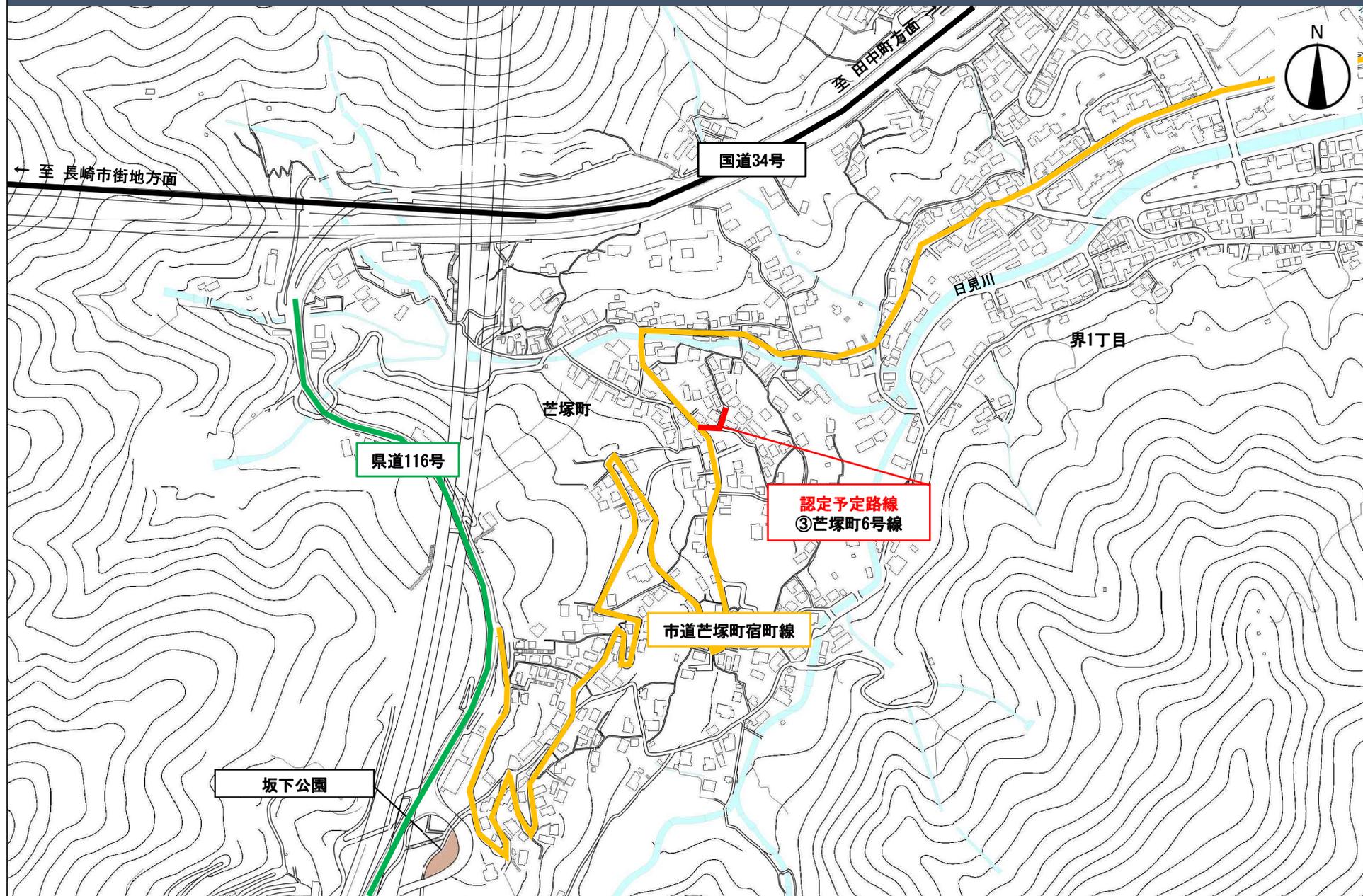
## 2 起終点写真 (②鳴見町28号線)

道路延長82.5m、幅員6.0～11.6m

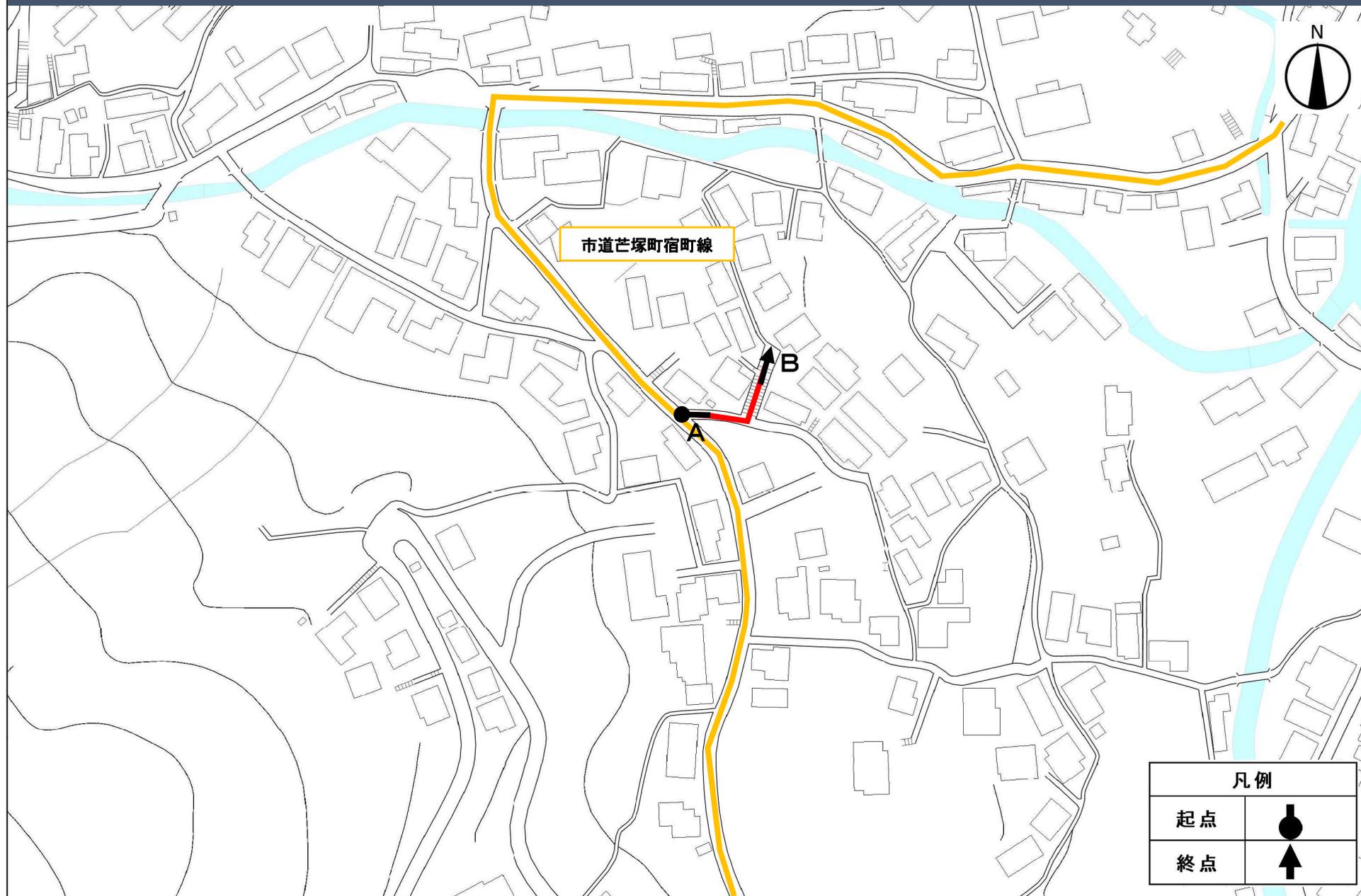
令和7年12月8日撮影



### 3 市道路線の認定位置図 (③芒塚町6号線)



### 3 位置図（拡大）（③芒塚町6号線）



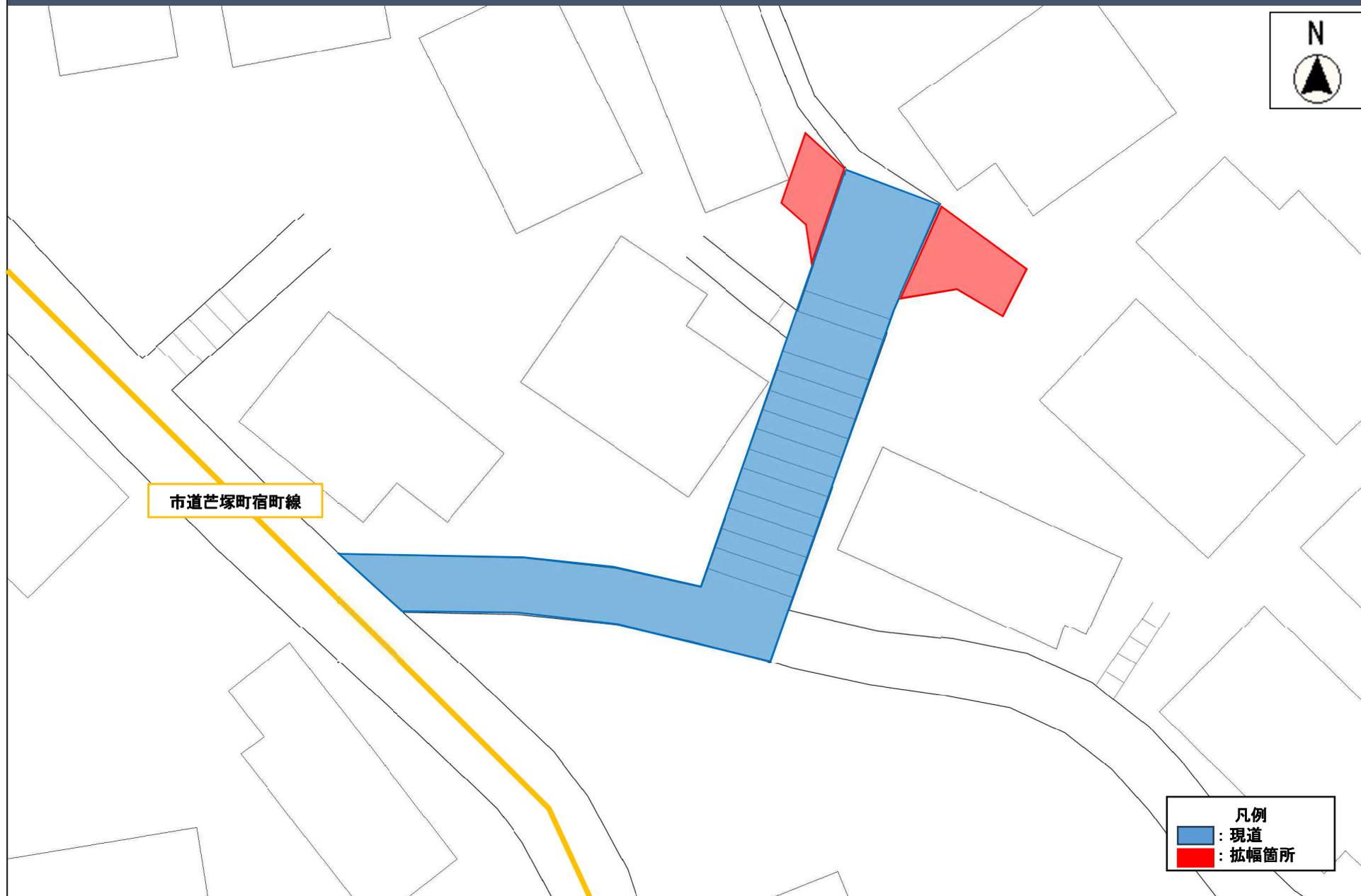
### 3 起終点写真 (③芒塚町6号線)

道路延長40.0m、幅員2.0~4.5m

令和7年10月28日撮影



## 4 整備イメージ (③芒塚町6号線)



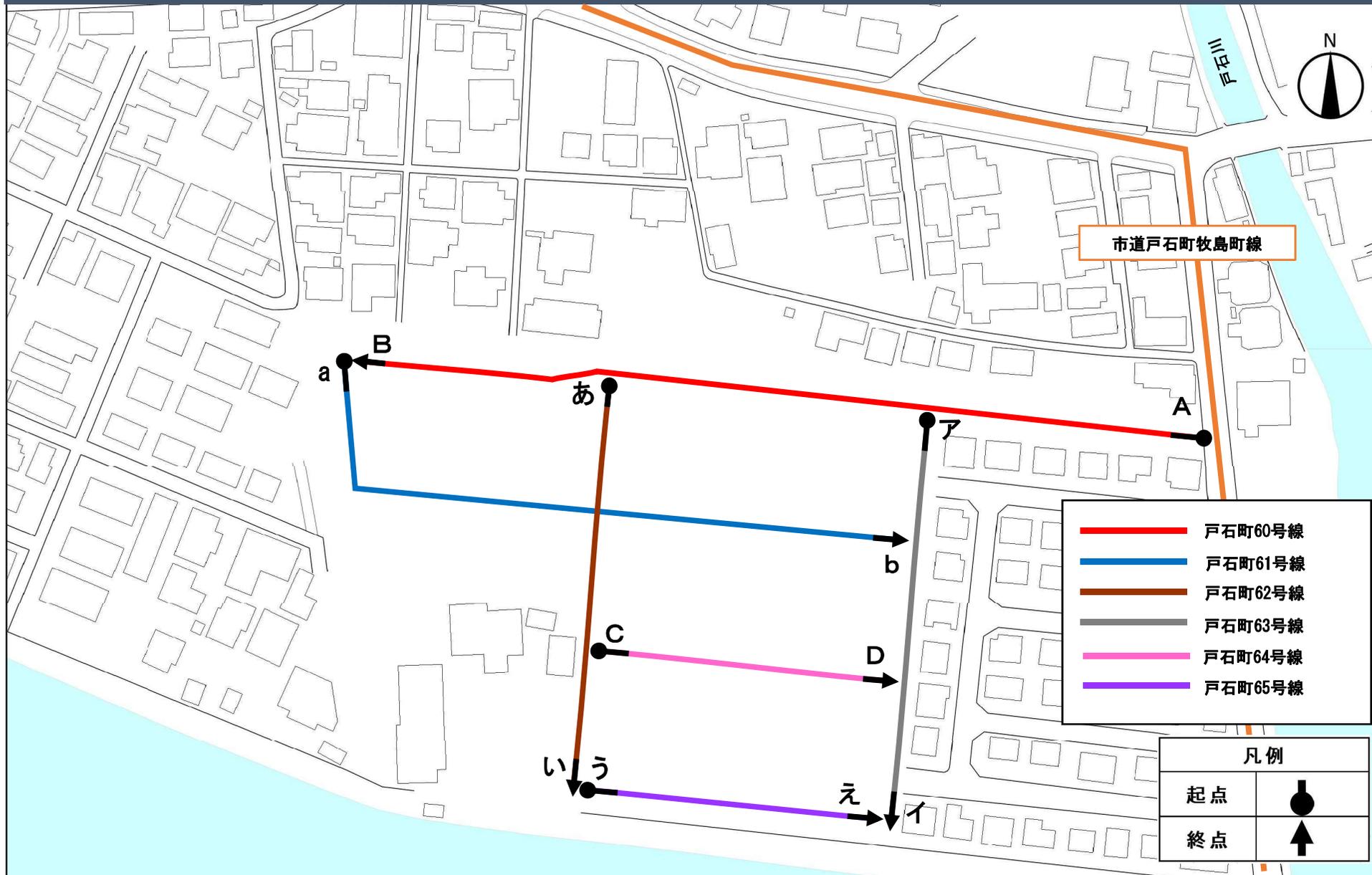
## 5 市道路線の認定位置図

(④戸石町60号線、⑤戸石町61号線、⑥戸石町62号線、⑦戸石町63号線、⑧戸石町64号線、⑨戸石町65号線)



## 5 位置図（拡大）

（④戸石町60号線、⑤戸石町61号線、⑥戸石町62号線、⑦戸石町63号線、⑧戸石町64号線、⑨戸石町65号線）



## 5 起終点写真 (④戸石町60号線)

道路延長245.8m、幅員6.0～12.7m

令和7年11月27日撮影



## 5 起終点写真 (⑤戸石町61号線)

道路延長197.5m、幅員6.0～13.1m

令和7年11月27日撮影



## 5 起終点写真 (⑥戸石町62号線)

道路延長115.7m、幅員6.0～13.4m

令和7年11月27日撮影



## 5 起終点写真 (⑦戸石町63号線)

道路延長117.1m、幅員6.0～13.4m

令和7年11月27日撮影



## 5 起終点写真 (⑧戸石町64号線)

道路延長94.0m、幅員6.0～13.1m

令和7年11月27日撮影



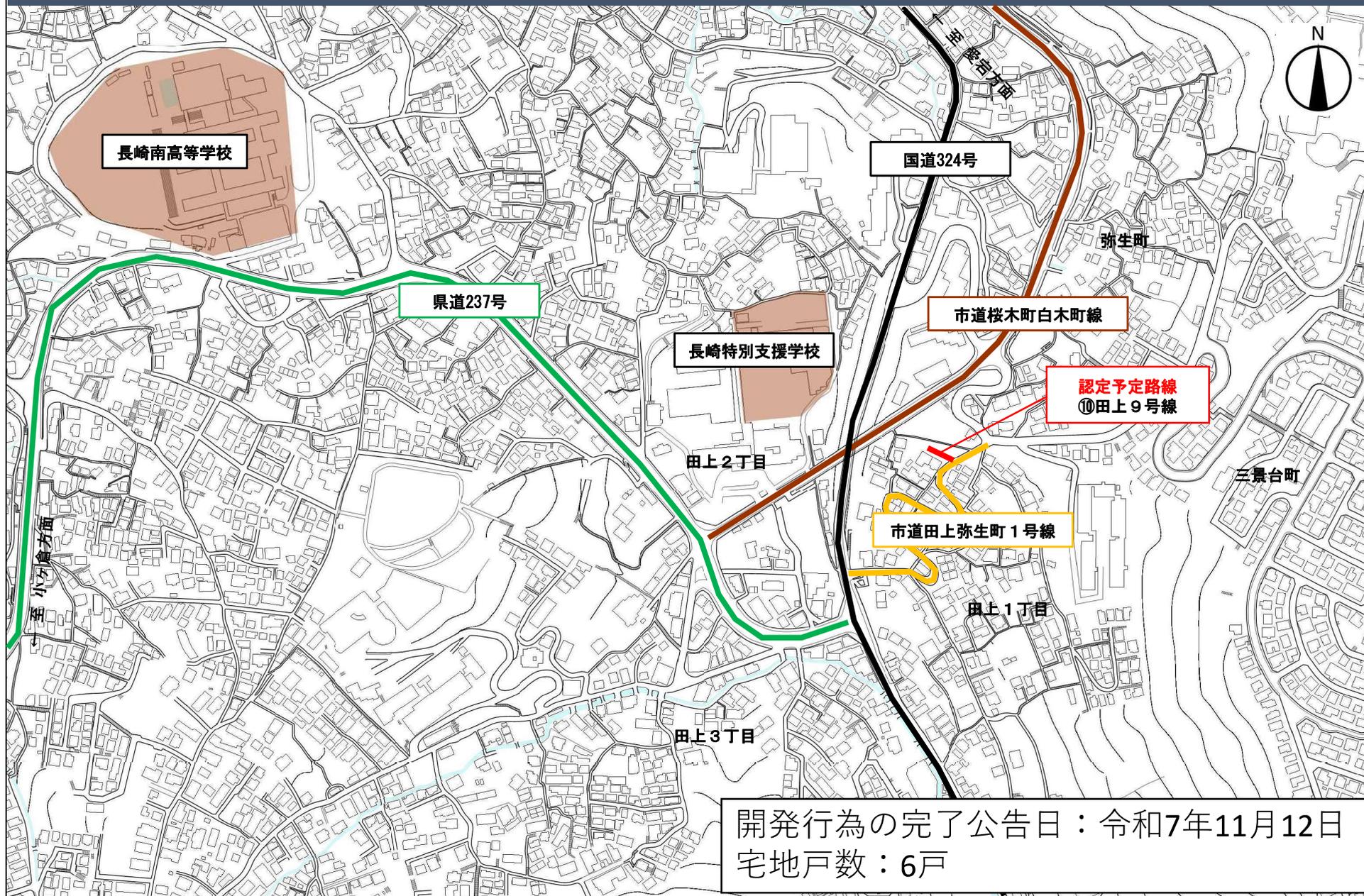
## 5 起終点写真 (㊟戸石町65号線)

道路延長94.0m、幅員6.0～9.6m

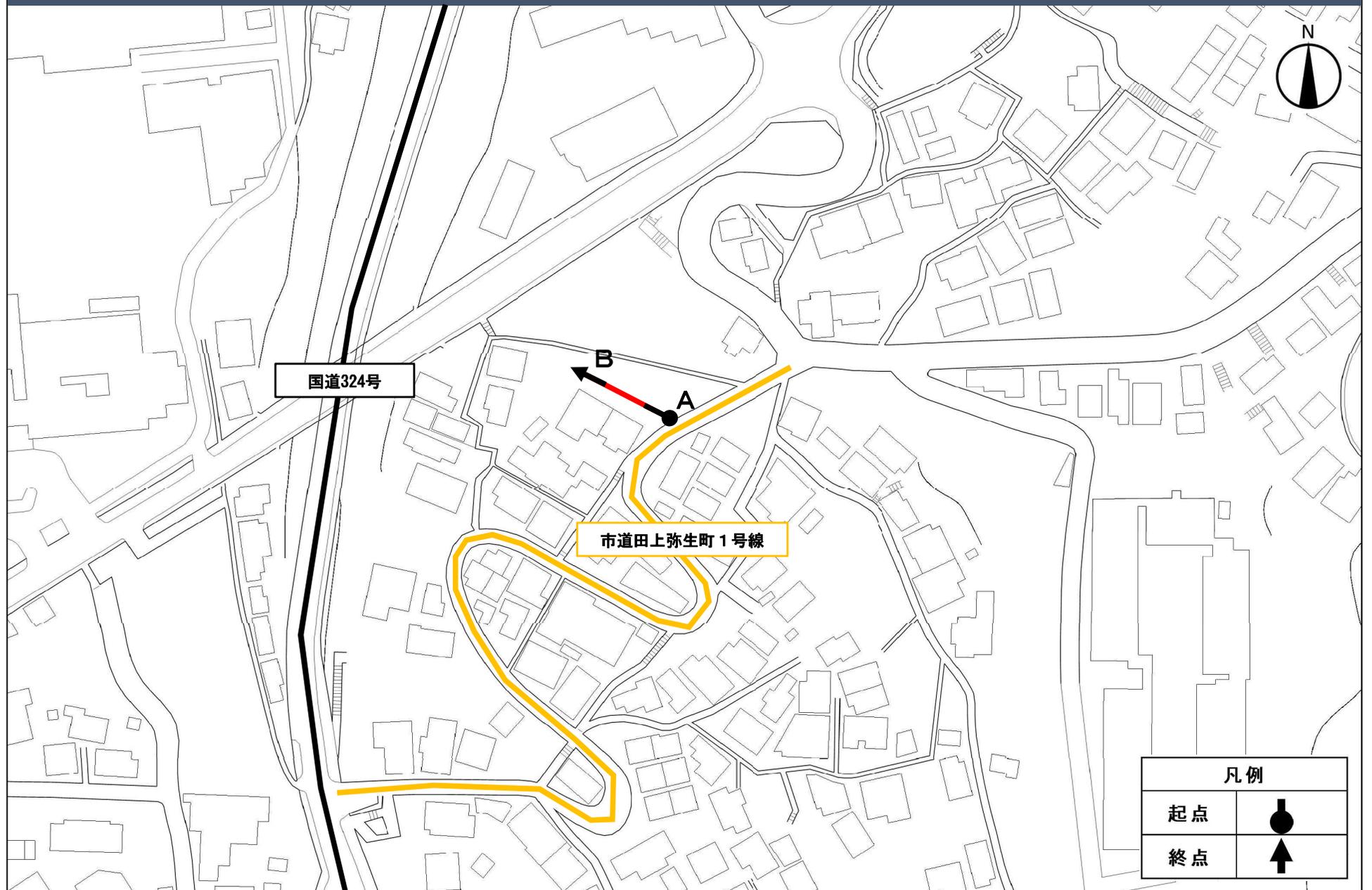
令和7年11月27日撮影



## 6 市道路線の認定位置図 (⑩田上9号線)



## 6 位置図（拡大）（⑩田上9号線）



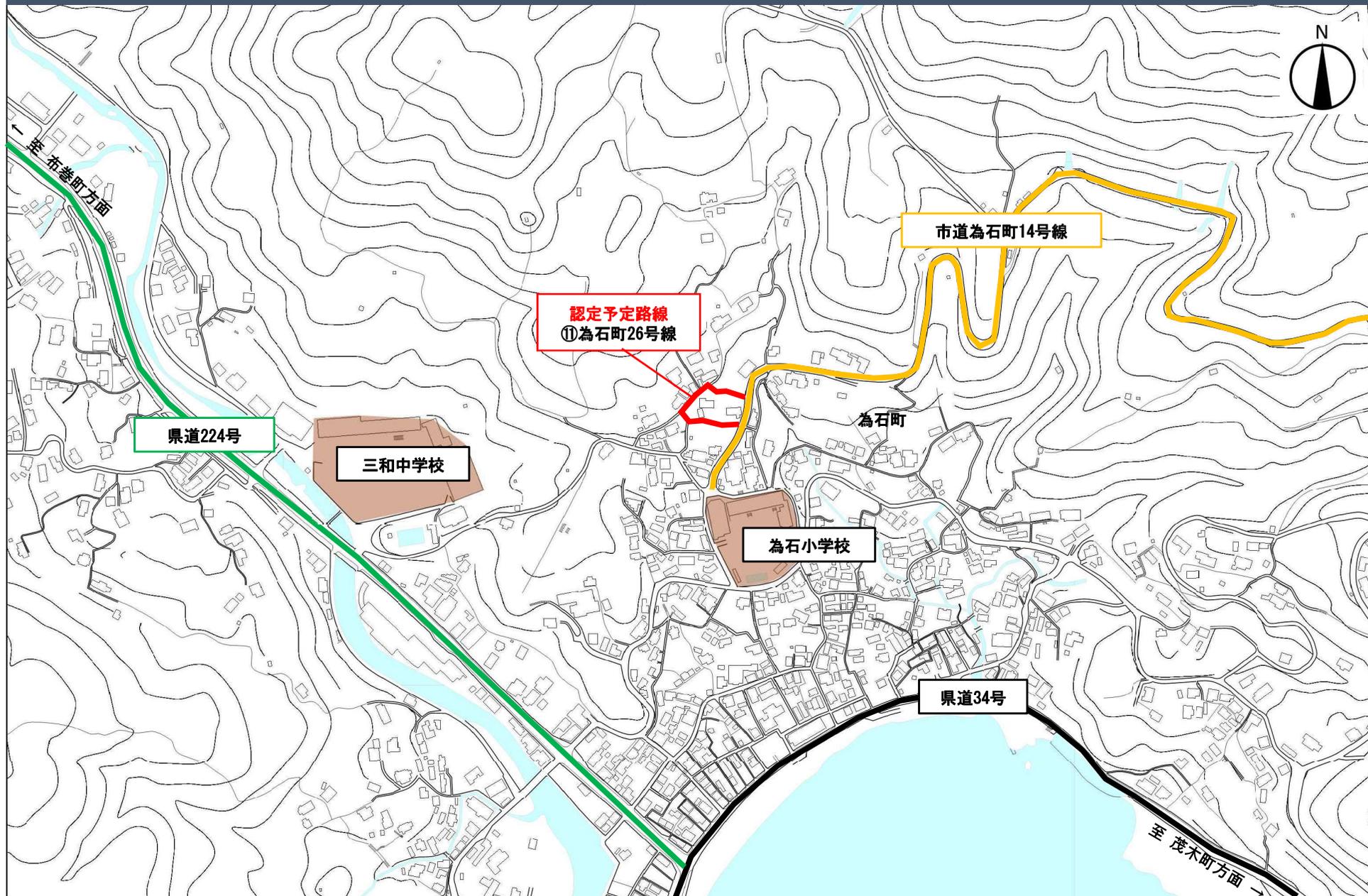
## 6 起終点写真 (⑩田上9号線)

道路延長26.7m、幅員6.0～12.6m

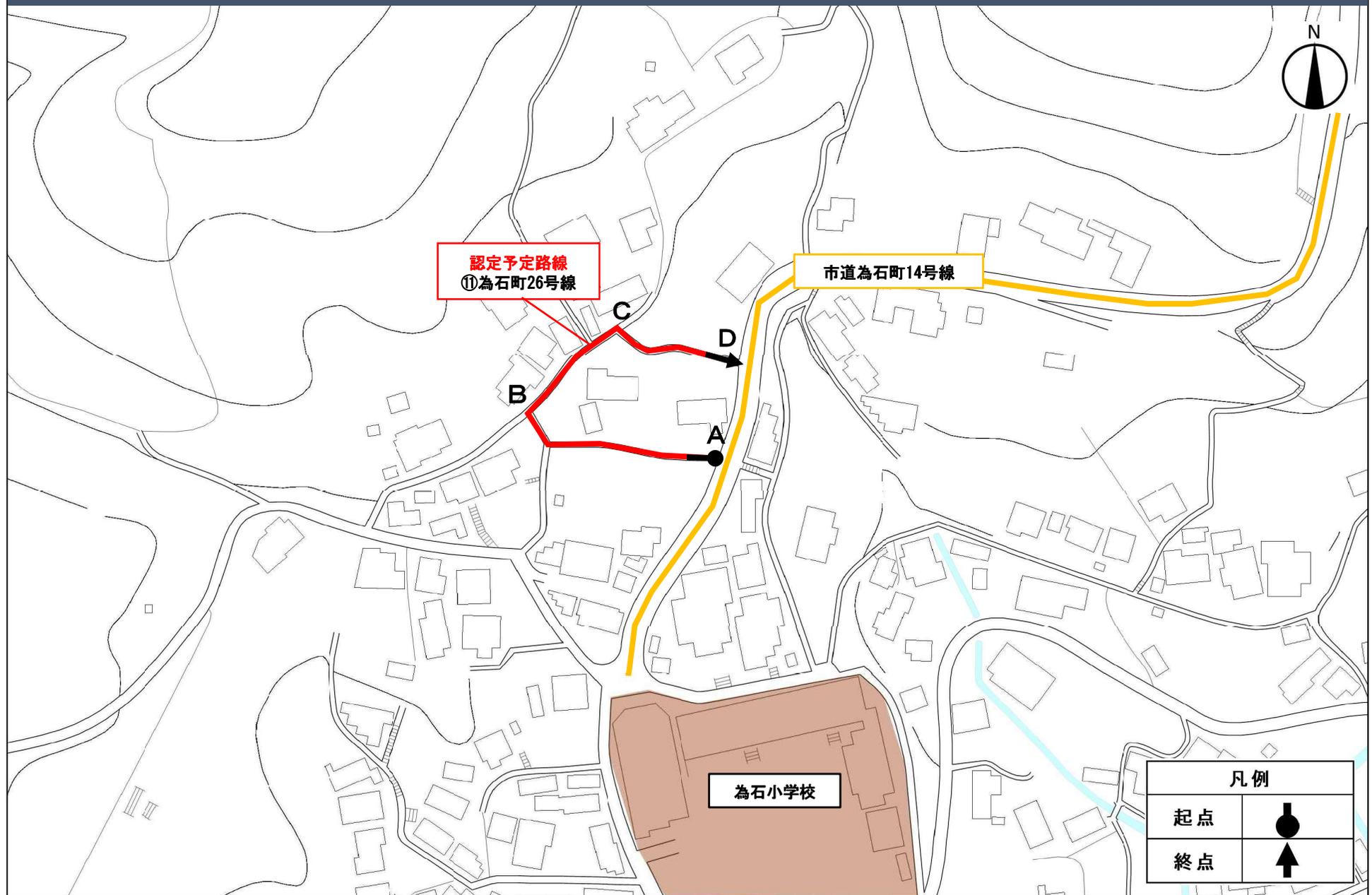
令和7年11月28日撮影



## 7 市道路線の認定位置図 (⑪為石町26号線)



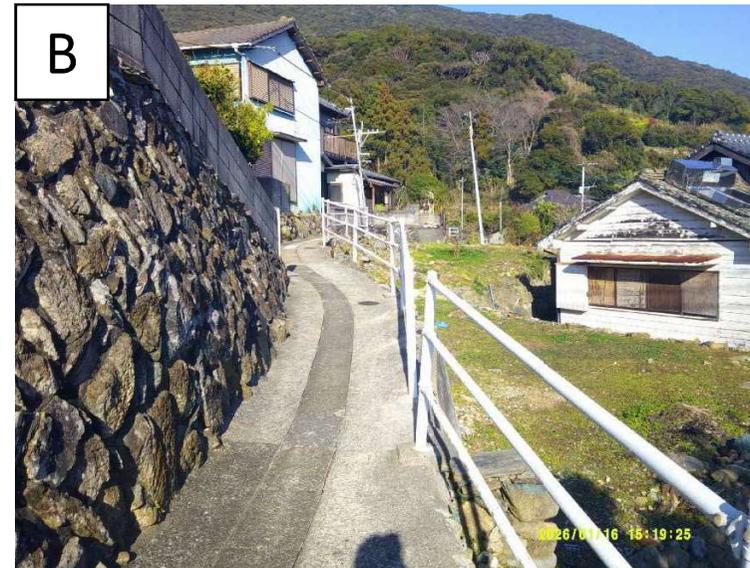
## 7 位置図（拡大）（⑪為石町26号線）



## 7 起終点写真 (⑪為石町26号線)

道路延長124.0m、幅員3.0~7.7m

令和8年1月16日撮影



## 8 整備イメージ (⑪為石町26号線)



## 9 関係法令（抜粋）

### ○道路法

（道路の種類）

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

一 高速自動車国道      二 一般国道      三 都道府県道      四 市町村道

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第八条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

### ○都市計画法

（公共施設の用に供する土地の帰属）

第四十条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第三十六条第三項の公告の日の翌日において当該開発許可を受けた者に帰属するものとし、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び開発許可を受けた者が自ら管理するものを除き、第三十六条第三項の公告の日の翌日において、前条の規定により当該公共施設を管理すべき者（その者が地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下単に「第一号法定受託事務」という。）として当該公共施設を管理する地方公共団体であるときは、国）に帰属するものとする。

## 9 関係法令（抜粋）

### ○長崎市市道路線認定に関する事務取扱要綱

第2条 市道路線として認定しようとする道路は、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければならない。

- (1) 国道、県道、市道その他これらに類する道路のいずれかに接続する道路であること。
- (2) 次のアからカまでに掲げる道路のいずれかであること。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第106条第1項並びに都市再開発法（昭和44年法律第38号）第109条及び第118条の20第3項の規定により本市の管理に属することとなる道路その他これらに類する道路

ウ 長崎市法定外公共物管理条例（平成16年長崎市条例第63号）第2条第1号に規定する道路  
(2項省略)

3 前項第1号の規定にかかわらず、道路の幅員の要件は、本市が実施している車みち整備事業又はくらしの道整備事業により整備するものにあつては2.5メートル以上(2.5メートル以上の部分が路線全体の長さの概ね80パーセント以上を占めているときは2.0メートル以上)、長崎市市道認定特例措置に係る私道整備助成要綱(平成25年4月1日施行。以下「私道要綱」という。)に基づく事業により整備されたもの(4メートル以上の部分が路線全体の長さの概ね80パーセント以上を占めており、かつ、私道要綱第12条第1項に規定する私道整備審査委員会が承認した場合に限る。)にあつては3.5メートル以上とする。